

# FIT送配電買取制度と計画値同時同量制度の関係について

平成28年8月30日

資源エネルギー庁

# 検討の背景及び必要性について

- 電力システム改革により、平成28年4月に、電力の小売全面自由化が実施された。
- 電力システム改革及び小売全面自由化に係る制度設計については、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会制度設計ワーキンググループ（以下、制度設計WG）にて検討が行われ、FIT小売買取制度と計画値同時同量制度の整合性を図るための発電インバランス等に係る特例制度①②を設定したところ。
- 一方、本年5月に成立した改正FIT法において、FIT電気の買取義務者を小売電気事業者などから送配電事業者に変更した。今後は既存の小売買取と新規の送配電買取とが併存することとなる。
- このため、小売買取と同様に送配電買取においても、計画値同時同量制度との整合性を図るための検討を行う必要がある。
- また、FIT送配電買取制度は来年4月より実施されるため、それまでに一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則等の改正など、適切な手続きを行う必要がある。

※これまで本小委員会では、電気事業制度に係る制度設計等について議論してきたところ。

# 本小委員会で御議論いただきたい論点

- 本小委員会において、御議論いただきたいのは以下の論点。
  1. FIT送配電買取制度への移行に伴い、計画値同時同量制度においてFIT小売買取制度と同様の課題が発生するのであれば、FIT小売買取制度と同様の特例制度を維持すべきではないか。
  2. 一方で、送配電事業者が調達したFIT電気を卸電力取引市場に投入する場合等には、FIT電源と供給先の小売電気事業者が特定されないため、送配電事業者をインバランス精算等の主体とする特例制度が必要ではないか。

# (参考1) 送配電買取における小売電気事業者への引渡し方法

- 国全体でFIT電気を広域的・効率的に使用することによって再生可能エネルギーの最大限の導入を促進する観点から、送配電事業者が調達したFIT電気は、原則として、卸電力取引市場を経由して小売に引き渡すこととする。
- その上で、電源を特定した供給が必要となる場合や市場が使えない場合等において、再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく送配電事業者と小売電気事業者との相対供給を可能とする。

第9回再エネ改革小委員会より抜粋

## <改正法第17条に基づく引渡しの詳細（省令事項）>

	契約上の電気の流れのイメージ	詳細
1 項	<p>(1) 市場経由の引渡し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ この引渡しを原則とする。</li> <li>■ 旧一般電気事業者内のやり取り（法律上は「使用」）についても同様とする。</li> </ul>
2 項	<p>(2-1) 電源・供給先固定型</p> <p>※FIT発電事業者と小売との間に個別の契約が締結されていることが必要。 ※あくまで送配電事業者が買い取った上で、小売電気事業者へ供給。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 再生可能エネルギー電気卸供給約款における供給メニューの一つとして措置。</li> <li>■ 発電・小売双方の間に契約が成立していることが条件。</li> <li>■ 地域をまたぐ場合は、連系線の確保が必要。</li> </ul>
	<p>(2-2) 電源・供給先非固定型</p> <p>※個別の電源は特定されず、小売電気事業者にはkWhだけが渡される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 再生可能エネルギー電気卸供給約款における供給メニューの一つとして措置。</li> <li>■ 利用できる場合は、             <ol style="list-style-type: none"> <li>①市場が存在していない地域（沖縄・離島等）</li> <li>②市場が存在していても使えない場合等（災害時等）</li> </ol> </li> </ul>

- 1. FIT送配電買取への移行に伴う課題**
2. FIT制度と計画値同時同量制度の整合性を  
図る仕組みの維持について

# 1. FIT送配電買取制度への移行に伴う課題

- 改正FIT法において、送配電事業者が調達したFIT電気は、（１）卸電力取引所を經由して小売電気事業者に引き渡す場合、（２）小売電気事業者に相對供給する場合が存在する。
- いずれのケースにおいても、FIT送配電買取への移行においては、FIT小売買取同様に以下のような課題が生じるため、これらの課題を解決する必要がある。

## 課題 1 : 全量での買取と計画発電量での買取

- FIT送配電買取制度においては、特定供給者と特定契約を締結した送配電事業者が発電量の全量をFIT価格で買い取ることを前提としているが、計画値同時同量制度においては、計画発電量以上に発電した電気は一般送配電事業者がインバランス価格で買い取ることを前提としている。
- このため、FIT電源は引き続き、発電量の全量をFIT価格で買い取る仕組みの維持が必要。

## 課題 2 : FIT電源を設置する者の日々の発電計画

- 一般家庭なども含まれる、FIT法上のすべての特定供給者に発電計画の作成を求めることは、非現実的ではないか。

## 課題 3 : FIT電源を設置する者の発電インバランス負担

- 風力・太陽光等のFIT電源は自然変動電源のため、相当程度の発電インバランスが発生することが見込まれる。しかし、発電量の全量をFIT価格で買い取ることを前提としている制度趣旨に鑑みれば、小売買取制度と同様に、特定供給者にインバランス負担が生じない仕組みが必要。

# (参考2) FIT送配電買取制度への移行に伴う課題

<仮にFIT電源に計画値同時同量をそのまま適用し、余剰インバランスが生じた場合の電気の流れ、インバランスの精算>

課題2：計画発電量の設定は可能か

特定供給者

計画発電量：100

実績発電量：110

②余剰インバランス：10

①計画発電量の設定・通知

③余剰インバランス10  
を引き渡し

④インバランス費用×10の料金を支払  
(余剰インバランスの買取)

⑤計画発電量である100の電  
気を供給

⑥FIT価格×100で買取

課題1：実発電量の  
全量をFIT価格で  
買ってもらえない

一般送配電事業者  
(インバランス調整)

送配電事業者※  
(買取義務者)

⑧スポット市場価格  
×100の料金を支払  
い

(1) 市場経由

卸電力  
取引市場

OR

(2) 相对供給

小売電気  
事業者

⑦100の電気を供給

⑧再生可能エネ  
ルギー電気卸供給約  
款に定める単価（回  
避可能費用（スポ  
ット市場価格））  
×100の料金を支  
払い

※一般送配電事業者若しくは特定送配電事業者。

# (参考3) FIT送配電買取制度への移行に伴う課題

<仮にFIT電源に計画値同時同量をそのまま適用し、不足インバランスが生じた場合の電気の流れ、インバランスの精算>

課題2：計画発電量の設定は可能か

特定供給者

計画発電量：100

実績発電量：80

②不足インバランス：20

課題3：特定供給者にインバランス料金負担が発生

①計画発電量の設定・通知

③20のインバランス供給

④インバランス費用×20の料金を支払

⑤20のインバランス供給を受けて合計100の電気を供給

⑥100のうち実績発電量の80は、FIT価格で買取

⑥100のうち不足インバランス部分の20は、送配電事業者と特定供給者との間で取り決めた価格により買取

一般送配電事業者  
(インバランス調整)

送配電事業者※  
(買取義務者)

⑧スポット市場価格×100の料金を支払い

(1) 市場経由

卸電力取引市場

OR

(2) 相对供給

小売電気事業者

⑦100の電気を供給

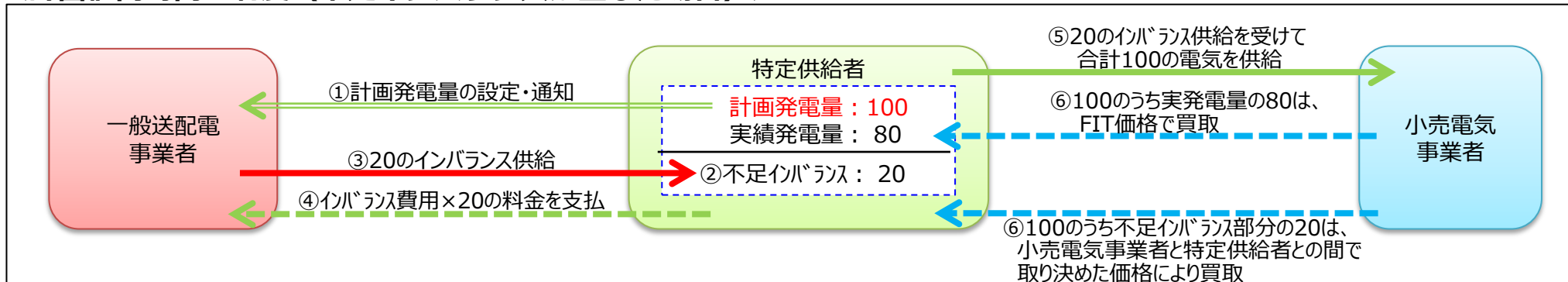
⑧再生可能エネルギー電気卸供給約款に定める単価（回避可能費用（スポット市場価格））×100の料金を支払い

※一般送配電事業者若しくは特定送配電事業者。

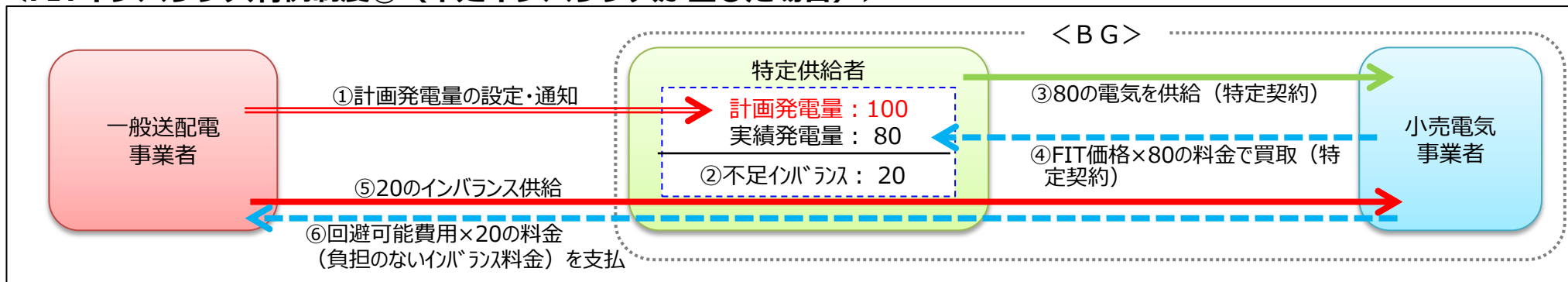


# (参考4) FIT小売買取制度のインバランス特例制度について

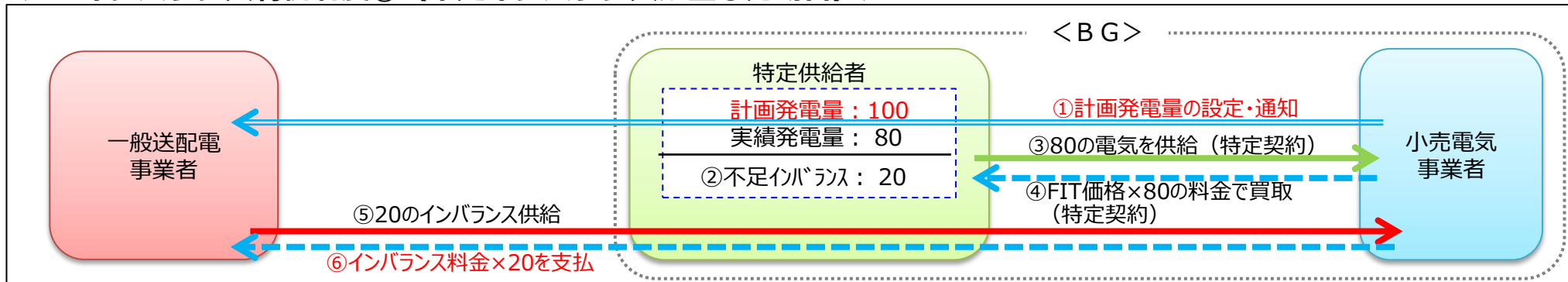
## <計画値同時同量制度（不足インバランスが生じた場合）>



## <FITインバランス特例制度①（不足インバランスが生じた場合）>



## <FITインバランス特例制度②（不足インバランスが生じた場合）>



1. FIT送配電買取への移行に伴う課題
2. **FIT制度と計画値同時同量制度の整合性を図る仕組みの維持について**

## 2. FIT制度と計画値同時同量制度の整合性を図る仕組みの維持について

- FIT小売買取制度においては、小売電気事業者にFIT電気の買取義務が課されていたものの、計画値同時同量制度との関係においては、特例制度①の存在により、小売電気事業者の負担軽減が認められていた。買取義務の見直しにより、小売電気事業者の買取義務自体は（新規の買取契約については）存在しなくなるものの、特定のFIT電源からの電気の相対供給を受けることは引き続き可能となるため、計画値同時同量制度上の扱いにも配慮する必要がある。具体的には、FIT側の制度変更により、小売電気事業者がシステムを利用する上で不利益を被ることのないよう制度的措置を担保する必要がある。
- このため、P 5に記載された、FIT送配電買取制度への移行に伴う3つの課題を解決し、計画値同時同量制度におけるFIT小売買取制度とFIT送配電買取制度のイコールフットディングを図るため、（2-1）市場経由での引渡しをせずに、電源を特定して小売電気事業者に相対供給する場合には、特例制度①②を維持するべきである。
- 一方、（1）送配電事業者が調達したFIT電気を卸電力取引市場に投入する場合、（2-2）市場が存在しない地域等で小売電気事業者に相対供給する場合には、FIT電源と供給先の小売電気事業者が特定されないため、送配電事業者がインバランス精算に準じた会計整理※等の主体となる新たな特例制度③の導入が必要である。
- 特例制度の類型については、次ページの表のとおり。

※ 買取義務者が一般送配電事業者の場合には、同一主体間の取引

## 2. FIT制度と計画値同時同量制度の整合性を図る仕組みの維持について

### <特例制度の類型>

特例制度の 類型	計画発電 量の設定	インバランス 精算主体等	FIT小売買取	FIT送配電買取		
			適用の有無	適用の有無	引き渡し形態	
特例制度①	一般送配 電事業者	小売電気 事業者 (リスクなし)	○	→ 維持	○	(2-1)電源を特定した小売 電気事業者との相対供給
特例制度②	小売電気 事業者	小売電気 事業者 (リスクあり)	○	→ 維持	○	
特例制度③	送配電事 業者	送配電事 業者	—	→ 導入	○	(1)市場経由の引渡し (2-2)電源を特定しない小 売電気事業者との相対供給

※ 発電者の立場からは、いずれの場合においても、計画値同時同量制度における特例制度を選択しないことも可能。

※ (2-2) 電源を特定しない小売電気事業者との相対供給の場合、個別のFIT電源が特定されず、BGを設定できないため、特例制度③の適用となる。

※ バイオマス発電のうち、化石燃料を混焼しているものは、FIT小売買取制度時同様に、特例制度①の対象外とする。(ただし、ゴミ発電など化石燃料混焼ではない混焼バイオマスは特例制度①の対象とする。)

- なお、送配電事業者が計画策定を行う場合に負うインバンスリスクの補填については、現行制度と同様、インバンス量低減へのインセンティブも考慮の上で別途、適切に検討する必要がある。

# (1) 小売電気事業者がインバランス精算の主体、一般送配電事業者が計画発電量の設定を行う仕組み（特例制度①）の維持

- (2-1) 送配電事業者が市場経由での引渡しをせずに、電源を特定して小売電気事業者に相対供給する場合には、小売電気事業者がインバランス精算の主体となり、また一般送配電事業者が計画発電量の設定を行う仕組み（特例制度①）も後述の特例制度②に加えて、選択可能とする。

## <具体的な内容>

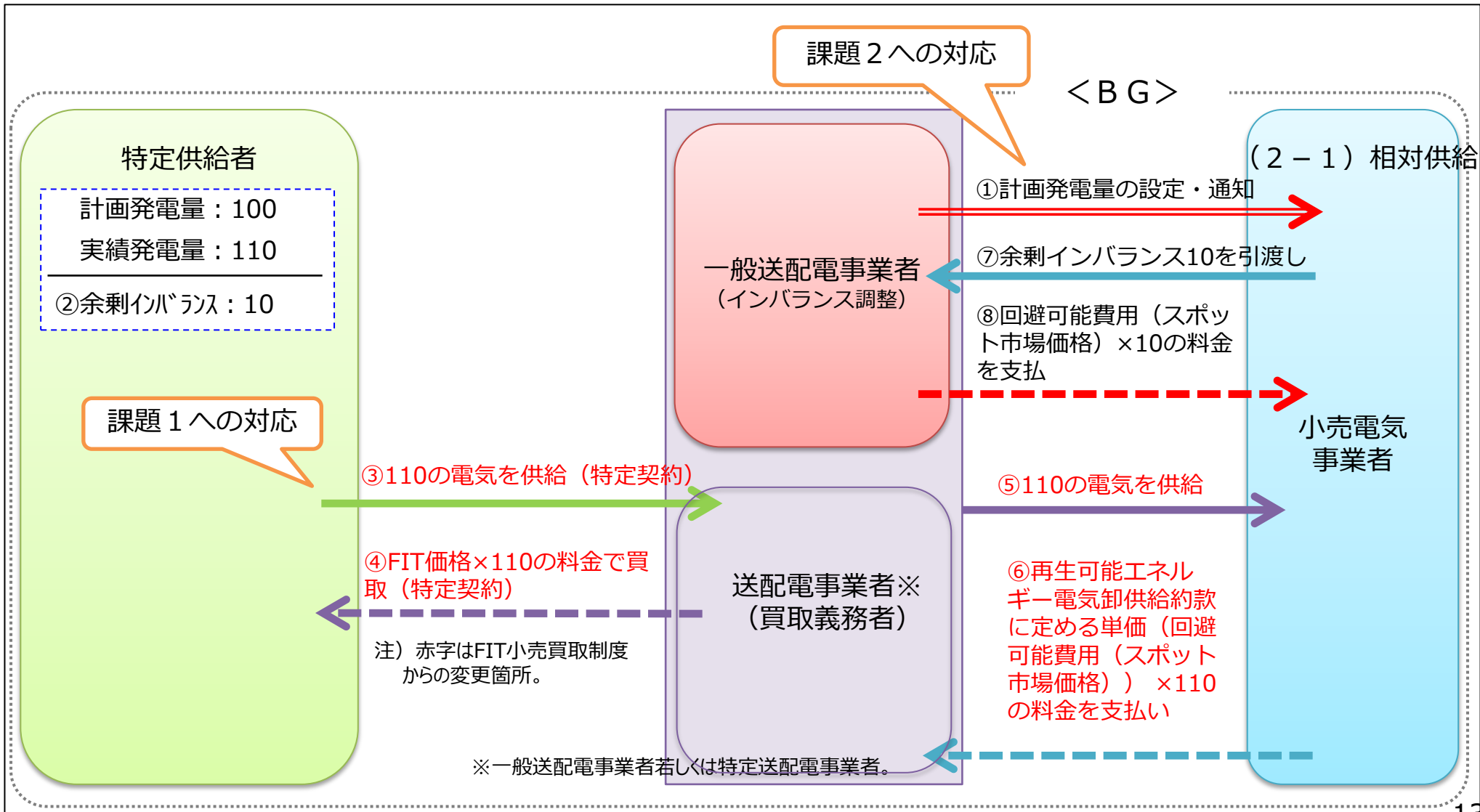
注) 下線はFIT小売買取制度からの変更箇所

- i) 特定供給者と送配電事業者が特定契約を締結。また、電源を特定した供給を行うため、特定供給者と小売電気事業者は個別の契約を締結。
- ii) 個別契約を締結した小売電気事業者は、個別契約を締結する特例制度①のFIT電源と小売電気事業者をインバランスの精算主体とする特別な発電バランシンググループ（BG）を設定。
- iii) BGに組み込まれた特定供給者の計画発電量は一般送配電事業者が設定。
- iv) 計画発電量と実発電量の差分については、インバランス対象とし、特定供給者は実発電量を送配電事業者にFIT価格で引き渡し、インバランスは回避可能費用ベースで小売電気事業者が精算する仕組みとする。

※ 具体的な電気の流れ、インバランスの精算については次ページ以降を参照。

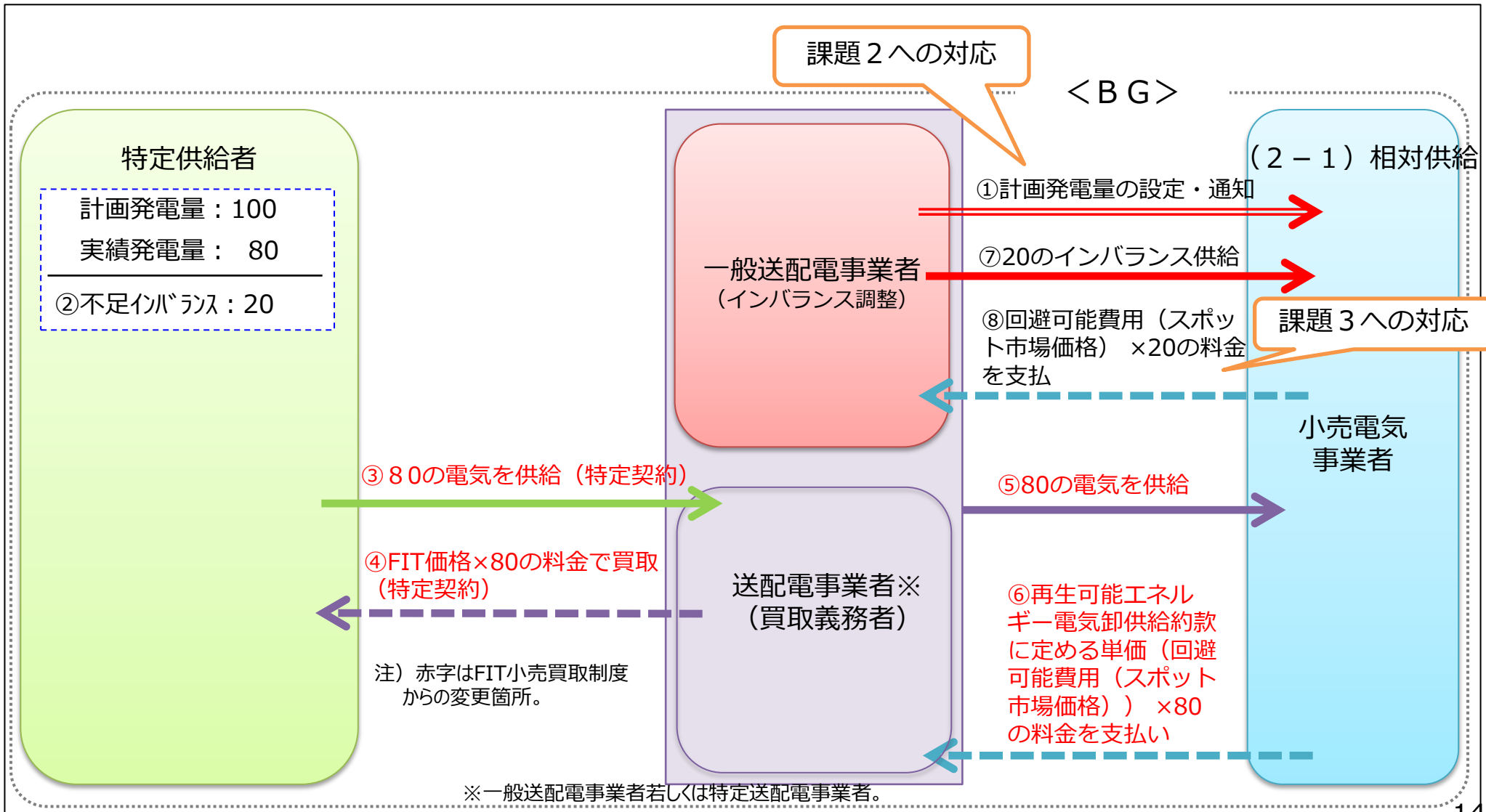
# (参考5) 小売電気事業者がインバランス精算の主体、一般送配電事業者が計画発電量の設定を行う仕組み（特例制度①）の維持

<余剰インバランスが生じた場合の電気の流れ、インバランスの精算>



# (参考6) 小売電気事業者がインバランス精算の主体、一般送配電事業者が計画発電量の設定を行う仕組み（特例制度①）の維持

<不足インバランスが生じた場合の電気の流れ、インバランスの精算>



## (2) 小売電気事業者がインバランス精算の主体、計画発電量の設定を行う仕組み（特例制度②）の維持

- (2-1) 送配電事業者が市場経由での引渡しをせずに、電源を特定して小売電気事業者に相対供給する場合には、小売電気事業者がインバランス精算の主体となり、また計画発電量の設定を行う仕組み（特例制度②）も前述の特例制度①に加えて、選択可能とする。

### <具体的な内容>

注) 下線はFIT小売買取制度からの変更箇所

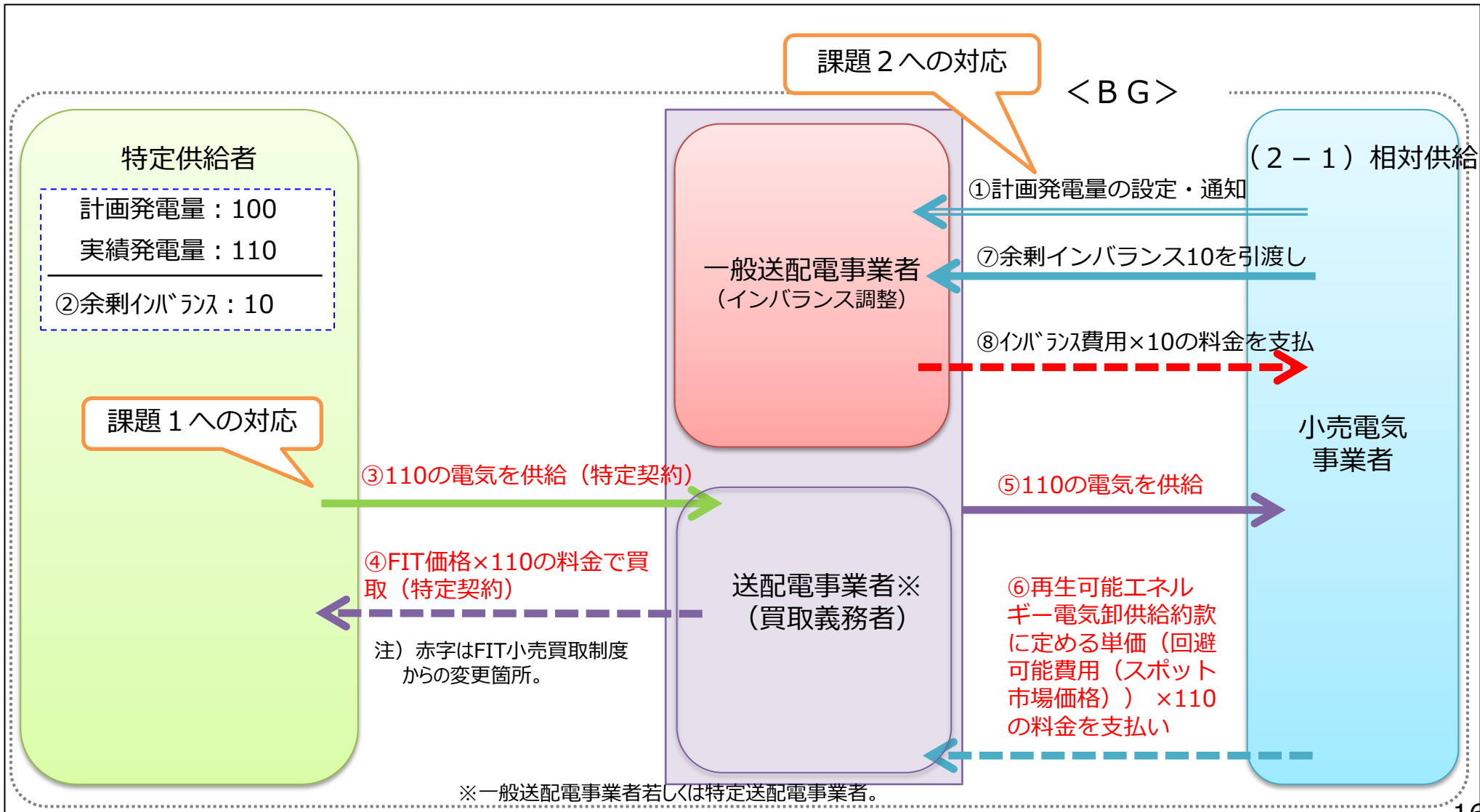
- i) 特定供給者と送配電事業者が特定契約を締結。また、電源を特定した供給を行うため、特定供給者と小売電気事業者は個別の契約を締結。
- ii) 個別契約を締結した小売電気事業者は、個別契約を締結する特例制度②のFIT電源と小売電気事業者をインバランスの精算主体とする特別な発電バランシンググループ（BG）を設定。
- iii) BGに組み込まれた特定供給者の計画発電量は、個別契約の締結相手である小売電気事業者が設定。
- iv) 計画発電量と実発電量の差分については、インバランス対象とし、特定供給者は実発電量を送配電事業者にFIT価格で引き渡し、インバランスは小売電気事業者が精算する仕組みとする。

※ 具体的な電気の流れ、インバランスの精算については次ページ以降を参照。



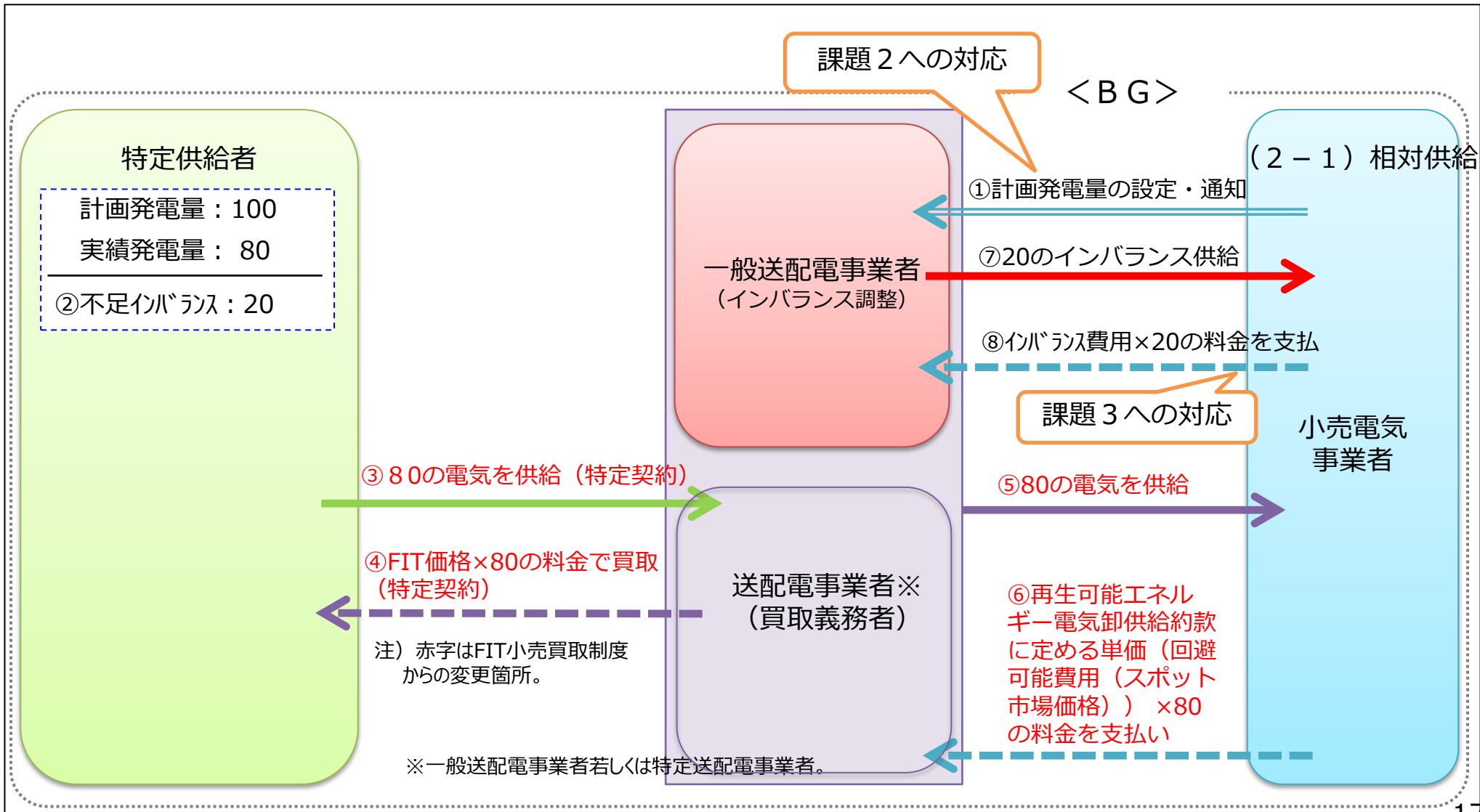
# (参考7) 小売電気事業者がインバランス精算の主体、計画発電量の設定を行う仕組み（特例制度②）の維持

<余剰インバランスが生じた場合の電気の流れ、インバランスの精算>



# (参考 8) 小売電気事業者がインバランス精算の主体、計画発電量の設定を行う仕組み (特例制度②) の維持

<不足インバランスが生じた場合の電気の流れ、インバランスの精算>



### (3) 送配電事業者がインバランス精算に準じた会計整理等の主体、計画発電量の設定を行う仕組み（特例制度③）の導入

- (1) 送配電事業者が調達したFIT電気を卸電力取引市場に投入する場合、  
(2-2) 市場が存在しない地域等で送配電事業者が小売電気事業者に相对供給する場合は、送配電事業者がインバランス精算に準じた会計整理等※<sup>1</sup>の主体となり、また計画発電量の設定を行う仕組み（特例制度③）※<sup>2</sup>を導入してはどうか。

※1 買取義務者が一般送配電事業者の場合には、発電量調整供給契約（発電側インバランス供給の契約）の契約先と同一法人格となるため、インバランス対象外の会計整理になるが、この場合においてはインバランス精算に準じた方法で行うものとする（買取義務者が特定送配電事業者の場合には、インバランス精算対象となる）。

※2 送配電事業者が発電計画及び販売計画の策定を行うことになるが、業務フローについては、広域機関等の関係事業者間で議論を行い、具体化を図ることとする。

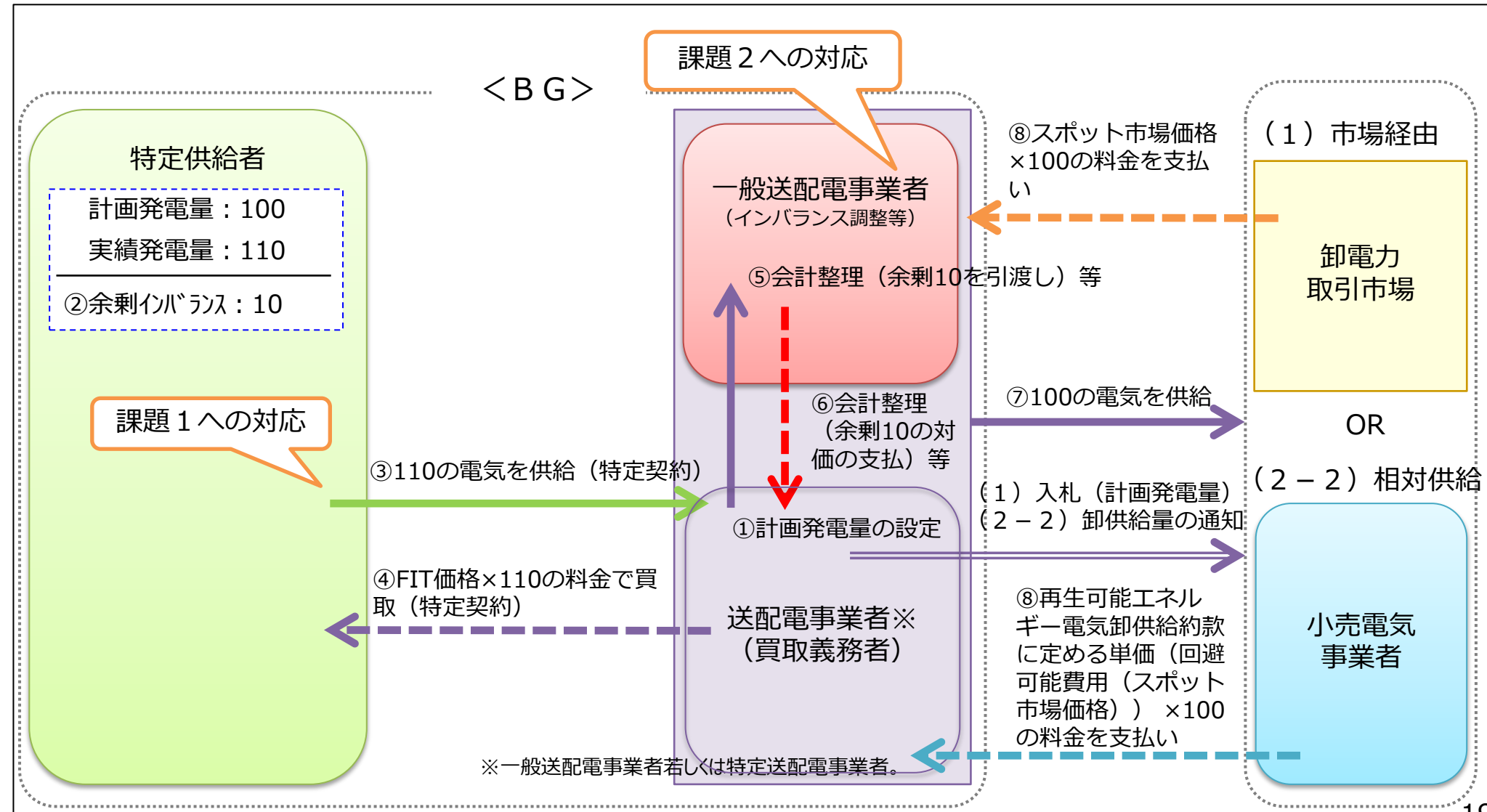
#### <具体的な内容>

※ 具体的な電気の流れ、インバランスの精算については次ページ以降を参照。

- i) 特定供給者と送配電事業者が特定契約を締結。
- ii) 特定契約を締結した送配電事業者は、特定契約を締結する特例制度③のFIT電源と送配電事業者を通常のインバランス精算に準じた会計整理等の主体とする特別な発電バランシンググループ（B G）を設定。
- iii) B Gに組み込まれた特定供給者の計画発電量は、送配電事業者が設定。
- iv) 計画発電量と実発電量の差分については、インバランスの対象外等とするが、特定供給者は実発電量を送配電事業者にFIT価格で引き渡し、インバランス精算に準じた会計整理等を行う仕組みとする。

# (参考9) 送配電事業者がインバランス精算に準じた会計整理等の主体、計画発電量の設定を行う仕組み（特例制度③）の導入

<余剰インバランスが生じた場合の電気の流れ、インバランスの精算>



# (参考10) 送配電事業者がインバランス精算に準じた会計整理等の主体、計画発電量の設定を行う仕組み（特例制度③）の導入

<不足インバランスが生じた場合の電気の流れ、インバランスの精算>

